令和７年度　農土林委第２号　東栄橋点検診断業務

特記仕様書

# 適用範囲

本特記仕様書は、多治見市の実施する「令和７年度　農土林委第１号　跨道橋点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

# 業務目的

本業務は、「岐阜県橋梁点検マニュアル 令和４年３月 岐阜県県土整備部 道路維持課」（以下、「岐阜県マニュアル」という）、「道路橋定期点検要領（令和6年3月 国土交通省道路局）」（以下、「道路橋点検要領」という）及び「橋梁定期点検要領（令和6年7月 国土交通省道路局国道・技術課）」（以下、「定期点検要領」という）に基づき、上部工・下部工等の近接目視・接触・打音による点検を行い、橋梁の各部材の状態を把握・診断し、当該橋梁に必要な措置を特定するために必要な情報を得ること、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図る等、橋梁の維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的とする。

# 対象橋梁

　東栄橋

# 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和８年２月２７日までとする。

# 準拠する参考図書等

　本業務の実施にあたっては、最新の設計業務標準仕様書、設計図書に基づくほか、下記の参考資料等に基づき実施するものとする。

1. 岐阜県橋梁点検マニュアル　令和4年3月　岐阜県県土整備部 道路維持課
2. 道路橋定期点検要領　令和6年3月　国土交通省道路局
3. 橋梁定期点検要領　令和6年7月　国土交通省道路局国道・技術課
4. その他関係法令等

# 業務内容

## 計画準備

### 業務計画書作成・資料収集・実施計画書作成

・　業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、設計業務標準仕様書に定める事項に基づき、業務計画書を作成し、本市監督員に提出すること。

・　点検作業に先立ち、現地踏査により点検方法（梯子、高所作業車等）を確認し、実施計画書を作成すること。

・　橋梁台帳、橋梁完成図、前回点検結果等を貸与するので、必要な資料収集を行い、事前に橋梁の変状程度を把握し、本市監督員の承諾を得た上で、点検作業に入ること。

・　詳細点検は、高速道路（中央自動車道）の車線規制を行い、実施する必要がある。このため、架橋環境を考慮し、安全かつ合理的に点検を終えることが出来るよう、車線規制計画・規制内での点検作業計画を策定すること。

## 2)　現地踏査

橋梁定期点検に先立って、点検対象橋梁の現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、点検の方法、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録（写真撮影含む）すること。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により、点検時に接近が困難なことが予想される場合及び橋梁の状況により点検作業に支障がある場合には、本市監督員と協議すること｡

## 3)　関係機関との協議資料作成

関係機関（高速道路管理者、岐阜県高速道路交通警察隊、その他関係機関等）との協議あるいは届出が必要である場合には、協議資料の作成を行い、協議に同席もしくは単独協議をすること。

## 現地点検

* 詳細点検は、「岐阜県マニュアル」に従い、維持作業判定に関わる点検項目及び長寿命化計画判定に関わる項目について点検を行う｡
* 点検は近接目視を基本とする。なお、近接目視点検が困難な場合で、やむを得ず機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について本市監督員と協議すること。
* 第三者被害予防措置点検は、「岐阜県マニュアル」に従い、橋梁を構成するコンクリート部材の一部が落下して発生する第三者被害を予防することを目的とし行うこと。
* 必要に応じて、橋梁台帳の記載事項を補完するために現地計測を行うこと。
* 損傷が確認された場合には、「岐阜県マニュアル」に従い、写真撮影と損傷箇所を記録すること。また、前回点検結果との比較を行い損傷の経過確認と記録をすること。定期点検要領の損傷程度の評価区分について、区分を「a(損傷なし)」で行うものがあるが、軽微な損傷で評価区分が「無」に該当するものであっても、損傷が確認できるものは、写真撮影と損傷箇所を記録しておくものとし、損傷がない場合についても、点検時の橋梁の状況が把握出来るように部材ごとの代表写真を撮影すること。
* 点検において、第三者に危害を加える損傷が発見され、緊急対応が必要と判断される場合及び著しい損傷を確認した場合には、速やかに監督員に報告すること。
* 応急措置（叩き落とし作業）の結果、コンクリートが落下した場合は、本格的な補修までの処置として、鉄筋の防錆処理を行うこと。措置結果は、「岐阜県マニュアル」に従って、措置結果を記録すること。
* 点検において発生したコンクリート片等においては、監督員に引き渡すこと。

## 点検調書作成

### 橋梁の評価

・　橋梁点検記録を照査するとともに、前回点検結果との比較と損傷の経過確認を行い、所見（点検総括）のまとめ、対策区分の判定及び健全性の診断（部材単位、橋梁単位）を行うこと。

・　対策区分の判定、健全性の診断については、「岐阜県マニュアル」において規定されている判定区分に基づき行うこと。

・　全ての橋梁を同一技術者が健全性の診断を行うことを基本とする。

### 点検調書の作成（詳細点検）

点検結果は「岐阜県マニュアル」の詳細点検Ｂ調書に従いまとめる。また、「道路橋点検要領」の道路橋記録様式についてもまとめる。

### 点検調書の作成（第三者被害予防措置点検）

点検結果は「岐阜県マニュアル」に従いまとめる。

## 報告書作成

* 定期点検が完了した橋梁について、点検調書、点検結果報告書を取りまとめること。
* 「道路橋点検要領」に基づく様式１、様式２及び様式３の作成を行うこと。

## 打合せ協議

打合せ協議については、下記に示す業務の区切りを標準として行う。

* 業務着手時
* 中間打合せ時
* 成果品納入時
* 関係機関との協議時

その他監督員が必要と認める場合についても行うこと。各打合せには管理技術者と橋梁点検員が立ち会うこと。 なお、協議内容は書面（打合せ記録簿）にして、その都度、本市監督員に内容の確認を受けること。

# 高速道路本線規制

本業務は、高速道路（中央自動車道）の上り線・下り線のそれぞれ走行・追越車線を規制し、規制内に停車させた高所作業車を使用して点検を行うことを基本とする。

# 管理技術者及び照査技術者

　管理技術者及び照査技術者は共通仕様書第1107、1108条の定めのほか以下の①から④に定めるいずれかの資格を有するものとする。

①　技術士（総合技術監理部門（建設））

②　技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート、道路））

③　土木学会認定技術者（特別上級（メンテナンス分野、鋼・コンクリート分野）、上級（同左）、一級（同左））

④　ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート、道路）

　管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更の場合には、同等以上の技術者とするものとするもとし、監督員と協議を行うものとする。

# 橋梁点検員

　受注者は、点検業務の事務を行う「橋梁点検員」を定めその氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。なお橋梁点検員は複数通知できるものとし、橋梁点検員は下記のいずれかの要件を満たす者とする。

* 道路橋に関する相応の資格又は、相応の実務経験を有すること。
* 道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること。
* 社会基盤メンテナンスエキスパート（ＭＥ）を有すること。
* 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）に基づいて、技術者資格登録簿に記録されている資格のうち、施設分野が「道路部門 橋梁（鋼橋）」または「道路部門 橋梁（コンクリート橋）」で、業務区分が「点検」または「診断」に該当する資格を有すること。

# 成果品

　下記に示す成果品を作成すること。

* 報告書 （点検調書、点検表記録様式、点検結果報告書、点検状況写真、照査報告書、関係機関提出書類等） 　２部
* 電子媒体（CD-R又はDVD）　正副各１枚
* 打合せ記録簿
* その他監督員の指示する資料

11．質疑

　　管理技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに監督員と協議して定めるものとする。

12．守秘義務

受注者は、業務の遂行上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。

このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。

万一、受注者の責めに帰す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者が自己の責任において処理しなければならない。受注者の雇用人が移動、退職等により業務を離れる場合についても、受注者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

13．環境配慮

* 自動車、施工機械の使用にあたっては、環境に配慮した仕様に努め、無用な使用を出来るだけしないように心がけること。
* 業務完了時の提出書類等は、環境や再利用の観点から両面印刷等に心がけること。
* 業務を施工するにあたり、購入やレンタルする必要がある物品については、環境に配慮して極力グリーン購入法に適応したものを活用するよう努めること。
* 清掃等周辺環境美化に努めること。
* 業務全般にわたり省電力、省エネルギーに努めること。
* 上記のほか、受注者として環境に配慮する計画があれば業務着手時に、書面にて提出すること。

14．妨害又は不当要求に対する通報の義務

受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

以上